

Title	リュテー著『国民経済的利益、全体利益及び共同福祉』
Sub Title	
Author	気賀, 健三
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1935
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.29, No.10 (1935. 10) ,p.1599(203)- 1604(208)
JaLC DOI	10.14991/001.19351000-0203
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19351000-0203

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

リュテー著「國民經濟的利益、全體利益 及び共同福祉」

氣 賀 健 三

經濟學の如く吾人の日常生活と頗る密接な關係のある現象を取扱ふ所の學問に在つては、其學問上の術語が日常用語から其儘採用されることが多く、其爲めに斯る言辭の常として、意味の曖昧な多岐多端に互る場合が少くない。従つて、學問の進歩は之が爲に屢々阻害され、無用な論争が徒に取交され、唯、理論の混亂を増すに役立つのみといふ様な憂は非常に深いのである。此處に取上げる「國民經濟的利益」とか「全體利益」とか或は又「共同福祉」とかといふ言葉は實に一つの適切な例である。此等の言葉は日常の經濟上の問題に關して頗る頻繁に使はれ、吾々は其の意味する具體的内容に就て何等深い穿鑿を加へることなく既に自明の事柄の様に考へるのが常である。併し少く反省を重ねるならば、此等の言葉が持つ内容は決して一定して居らず、種々雑多な意味を含んで居ることが判るに相違ない。即ちそれは時には或重要な一部の階級の利益を表し、時には單なる多數者の利益と同一視せられる。

此處に紹介するリュテーの著書は此曖昧な概念の分析と批判とに充てられたものである。「國民經濟的利益」とか「全體利益」とかといふ概念は容易に推察し得る如く實際上、政治上頗る重要な概念であり其意義の解明は經濟學や

經濟政策に取つて最大重要事の一たるものである。

此書は二部に分たれ、第一部に於て從來の諸見解に依る此概念の分析を行ひ、第二部に於て此等の見解を批判し同時に消極的な自説を展開して居る。

第一部は四章より成る。第一章に於ては「利益」(Interesse)又は「福祉」(Woh)なる概念に就て根本的分析が試みられ、第二章に於て「國民經濟」(Volkswirtschaft)に就て諸學者の經濟理論を参照しつつ其概念分析が行はれる。第三章は「國民經濟的利益」を取扱ひ、其種々なる意義を過去の文献に照しながら解明する。第四章に於ては「共同福祉」(Gemeinwohl)及び「全體利益」(Gesaminteresse)の意味を其經濟的關係に於て解釋し、特に全體の意義の曖昧、多様性を指摘する。

第二部は前述の第一部に於て整理せられたる諸種の概念を吟味して、如何なる場合に正確な意味に於ける國民經濟的利益又は全體利益なる概念が成立し得るかを論ぜる部分である。第五章より第八章まで四つに分たれ、其最初の章は個體主義的な自説の説明に充てられ、以下第六・七・八章に於ては其反對説たる全體主義的な見解の缺點、誤謬を指摘し、且つ如何なる意味に「此等の概念」を解釋した場合に誤解のない様に之を使用することが出来るかの問題を解決せんとして居る。而して其結論は消極的である。即ち國民經濟的利益又は全體利益なる概念は字義通りの意味に於ては現實の經濟界に成立の餘地が殆ど無いと云ふのである。

さて全篇を通觀するに、リユネターは其恩師ロベルト・リーフマンの學說を其儘受継ぎ、之に基いて國民經濟的利益又は全體利益の概念を分析したことが看取される。然らばリーフマンの立場とは何を指すかといふに、國民經濟又は社會の經濟生活の解釋に於て個人主義の見解を採用することである。リユネターの言を藉りるならば「個人主義」

(Individualismus)と「集團主義」(Kollektivismus)とは哲學上の公理として相對立する兩極端であり、之に據つて人間の存在及び活動の認識が出来るのである。前者は認識の重點を個體に置き、後者は多數の個人、集團又は社會に之を置く。…個人主義は論理的に最初なるものを個人に認め、集團主義は社會に之を認める。(リユネター、一三頁)此二つの中の何れを取るかによつて國民經濟的利益なる概念に對して重要な、否な根本的な對立が生じて来る。即ち個人主義の見方に依れば、獨立して經濟行爲を營む個人の數丈の相對立した個別的利益があり、國民經濟的利益とか全體的利益といふものは無く(リユネター、七一頁)強ひてあると言へば個人の利益と全く合致すべきものなのである。之に反し集團主義的に考へるならば、それは、如何なる種類の集團主義の見解にせよ、個人の上に立つて之を支配下に置く所の上位の獨立目的を認めるものであるから、一個の獨立した國民經濟的利益又は全體利益が考へられることに爲る。(リユネター、三四頁以下)

リユネターが力を入れて論じて居るのは此後者の意味に於ける國民經濟的利益であつて、其れの考へられ來たつたあらゆる場合をば、多數の既往の經濟學者の説を引用しながら検討する。例へば、社會を一個の有機體の如く考へ、其自身獨立せる意志と目的とを持つものとする有機體的觀察や、或は個人の合意意志の結果として超越的、統一的構成體と解する見方、將た或は究極に於て個人の幸福に向けられるが直接には之より獨立し超個人的な獨自の目的を持つと見る考へ方等(リユネター、一二四頁)が集團主義的解釋として擧げられる。而して此等の何れに在つても、各個人の目的以外に一個の全體としての構成體が一個の意志と目的とを持つといふことが其特徴を爲すのであるが、リーフマン及びリユネターに據れば斯くの如き構成體は現實の經濟社會には決して存在しないといふのである。即ち彼等をして言はしむれば、經濟行爲なるものは各個人が經濟的収益の可及的多大の獲得を目指すことにあるの

であるが、それは具體的には互に他より利益を奪ひ合ふといふこと、即ち相對立せる利害關係に依つて結ばれて居るのが今日の交換經濟社會であつて、交換經濟なるものの中には決して各人に共通の利益従つて又全體に取つて同一の目的、或は國民經濟としての獨立した利益などといふものは存在し得ないのである。唯々小さい部分的集團を構成する個人に於ては其部分丈けに共通の利益はあるであらうが、其集團が大きくなるに従ひ統一的利益の可能性は益々薄くなるのであつて、國民經濟といふ様な廣範圍に互る共通の利益なるものは殆ど全く發見困難であるといふのである。(リユテーター、一三四頁以下)

そこで次の様な結論が生れて来る。從來經濟學上の自明の概念の如く取扱はれて來た「國民經濟的利益」とか「全體利益」といふ概念は、集團主義的な學者が勝手に想像した「國民經濟構成體」とか「全體社會」とかいふ擬制に依つて生れ出たものであるか、然らずんば社會の一部の集團の利益を誤つて全體利益と斷定したか、更に或は全體の利益といふ意味を非經濟的に、即ち或は政治的或は倫理的に解釋したか、將た或は具體的内容を明示し得ないで全く形式的に取入れて居るに過ぎぬか其何れかである。

以上が頗る粗雑ではあるがリユテーターの所論の概要である。之を要するに國民經濟的利益とか全體の利益、共同の福祉といふ言葉は純經濟理論的使用さるべき用語でなく、若し用ひられて居るとすれば、それは文字通りの内容を具備するものではなくて、何か上に結論として擧げた様な別の意味に之を取らねばならぬといふことに爲るのである。

此處に於て一應の疑問が生ずるに相違ない、果して全體の利益、共同の福祉なるものはあり得ないか。

リユテーターの主張に對して頗る興味ある反駁を爲せるものに、ロベルト・ヴィルブラントがある。彼はリーフマン及びリユテーターの誤謬の一つとして彼等が經濟を交換と同一視して仕舞つたといふ點を擧げて居る。ヴィルブラントの言を其儘引用するならば、「リユテーターの書が全然否定的な結論に到達したといふことに就て、原因を求めるならば、當然考へられることは、彼が經濟なることを交換と同一視したといふ點である。されば經濟形態の一つが經濟的なもの「一般」として取扱はれ、經濟の概念は餘りにも狭くなり過ぎて居る。この一形態では、吾等の問題に取つて必要なものを生み出すことが出来ない。かう云つて誤ではあるまい」と。(社會政策時報第五十七號一三頁參照)。

ヴィルブラントに據れば交換經濟社會は可能なる社會構造の中の一つであり、全體の利益の概念を此形態の經濟社會のみに限つて吟味することは餘りに偏狹に過ぎる、經濟の社會形態全部に互つて此概念を吟味する必要があるといふのである。之は確に適切な批判である。

ヴィルブラントは更に又「假りに一應リーフマン並にリユテーターの立場に立つとして」彼等の所説を検討し、彼等が自ら全體利益の可能なる手掛りを提供して居る事實を指摘する、即ち彼等の説く如く各人は唯自利のみを追求し交換社會に於て營利の原則(Rentabilität)が實現されることを希望し、而して之は古典學派の所謂の自由主義に依つて保證されるものであるとすれば、(リユテーター、一六四頁以下)既に其限りに於て全體の利益、共同の福祉があることに爲る。換言すれば「誰に取つても有利なる方法としての交換に關して全體利益があることに爲る」。(前掲書一五頁)即ち「若し交換流通がこれに参加せる人達全部にとつて有益、有利、有效であるなら——これが圓滑に行はれることに關しては總ての者の利益が存する譯である」(同、一六頁)

之は正にヴィルブラントの説く通りであつて、リーフマンやリユテーターは、自ら其存在を否定して居る所の當の目的の存在を自ら證明して居る様なものである。

ヴィルブラントは此處に引用せる「社會政策時報」へ寄稿の小論文の中で更に自己積極説の紹介を試みて居るが、リネターの著書の紹介を目的とする本稿に於ては不必要と考へるから敢て論及しない。他の機會に之を論ずることが出来るであらう。(von Dr. Hans Luthje; Volkswirtschaftliches Interesse, Gesamtinteresse und Gemeinwohl. 1931, 247. S.)

前號 (第二十九卷) 目次

- 現代の全體主義國家論 加田 哲二
——ムッソリーニとヒットラーの國家論——
- 季節變動の統計的測定に就て 寺尾 琢磨
- 經濟地理學の實際的任務に関する一考察 小島 榮次
- 古版經濟書解題 高橋誠一郎
ジエームズ・アンダーソンの「國民的勤勉に就いて」の考察
- 化學工業の技術的合理的と技術の進歩に関する研究 藤林 敬三
- 竹内運平著「北海道史要」 氣賀 健三

●一冊定價金五拾錢 郵税金壹錢五厘
●一ケ年分金貳圓九拾錢 郵 稅 共
●一ケ年分金五圓四拾錢

●編輯及び事務に關する一切の用件は發行所宛

●營業に關する用件は發賣元宛

●原稿締切期日は發行の前月十日限

昭和十年九月三十日印刷納本 每月一回一日發行
昭和十年十月一日發行

三田學會雜誌
禁轉載
編輯者 江田 範 保
發行所 東京市芝區三田二丁目二番地慶應義塾内
印刷者 金子 鐵 五 郎
印刷所 東京市赤坂區新町五丁目四十二番地
金子 活 版 所

發賣元 東京市芝區三田二丁目二番地
丸善株式會社三田出張所
電話三田(45)一九二六番
電話三田(45)一九二七番
攝發口座東京二一八五二番
●尙ほ本誌は全國各市雜誌店にて販賣す

發行所 東京芝三田 慶應義塾内 理財學會